

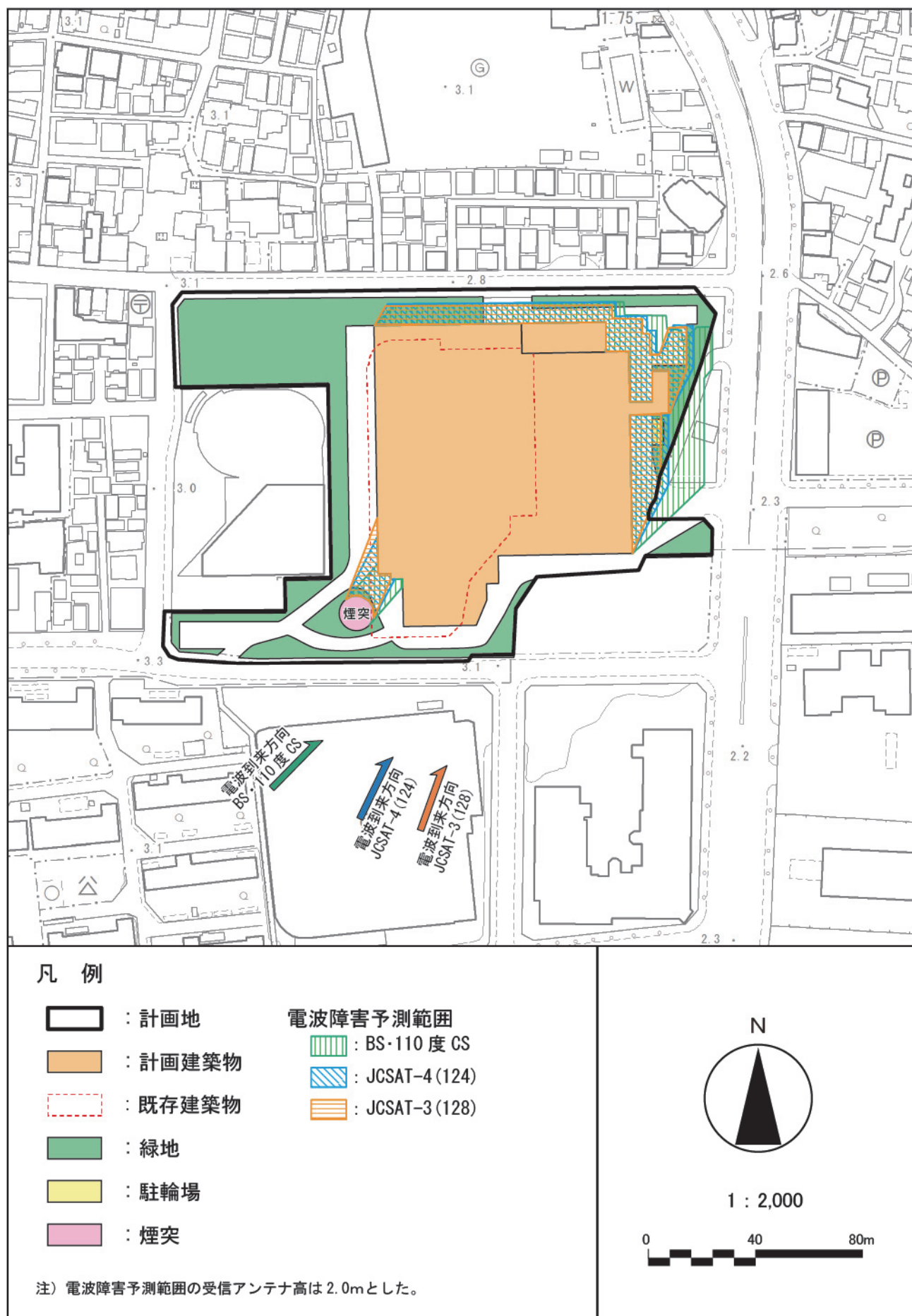


図 8.8-4 テレビ電波障害予測地域（衛星放送波）

8.8.3 環境保全のための措置

8.8.3.1 予測に反映しなかった措置

(1) 工事の施行中

- ・工事の施行中にテレビ電波障害が生じ、本事業に起因する障害であると明らかになった場合には、地域の状況を考慮して、CATVの活用、共同受信施設の設置、アンテナ設備の改善等、速やかに適切な措置を講じる。
- ・クレーンについては、未使用時はブームを電波到来方向と平行に向ける等、極力障害が生じないように配慮する。
- ・工事現場には当組合の職員が常駐し、苦情等の対応を行う。

(2) 工事の完了後

- ・予測地域外において、本事業による電波障害が明らかになった場合は、原因調査を行った後、必要に応じて適切な対策を講じる。
- ・計画する工場棟の最高高さは、既存の工場棟の高さ（約31m）と同じとする。
- ・当組合の職員が苦情等の対応を行う。

8.8.4 評価

8.8.4.1 評価の指標

施設の建替えに伴う電波障害を起こさないこととする。

8.8.4.2 評価の結果

工事の完了後において計画建築物等により、地上デジタル波については、埼玉局は最大で計画地の南東約1,050m・幅約170mの範囲でテレビ電波の遮蔽障害が発生する可能性がある。

衛星放送については、BS・CS放送（CS110°）は最大で計画地の東側約17m・幅約42mの範囲、JCSAT-4は最大で計画地の東側約4m・幅約10mの範囲でテレビ電波の遮蔽障害が発生する可能性がある。

なお、計画建築物等に起因する電波障害が発生した場合には、適切な障害対策を講じることにより電波障害は解消され则认为。

したがって、本事業に係る電波障害は評価の指標とした「施設の建替えに伴う電波障害を起こさないこと」を満足する则认为。